

意見の概要と意見に対する考え方

動物取扱業に関する基準等

基準全体

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	飼養施設に関する規定箇所すべてに「動物に快適で、習性に適したものを」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該基準の遵守が図られることにより、達成できるものであると考えています。	2
	基準の適用は、大きな事業者等に限定すべきである。	動物の健康及び安全等を図るうえで、事業規模により適用を除外する必要はないと考えています。	2
	適用される動物種の範囲をそれぞれに具体的に記載すべきである。	基本的には、哺乳類、鳥類、爬虫類に適用されるべきものです。適用対象動物が限定される場合には、それぞれの事項ごとに対象動物種を記載しています。	1
	基準は各施設の種類ごとに作成すべきである。	業種に共通する基準、業種ごとに異なる基準を作成することで十分であると考えています。	3
	遺伝性疾患の防止策を講じるべきである	遺伝性疾患等の問題が生じるおそれのある動物の使用の回避、病歴等の情報の流通等を規定した本基準案により、その改善に資することができるようになると考えています。	2
	各種台帳については、不定期に行政機関が点検することを義務付けるべきである。	動物愛護管理法の規定に基づいて、必要に応じて関係自治体による点検等が行われる仕組みになっています。	1
	調査を厳重にすることを明記すべきである。	動物愛護管理法の規定に基づいて、必要に応じて関係自治体による調査等が行われる仕組みになっています。	2

注1：意見に対する考え方欄の動物愛護管理法の条項は改正後の条項による

注2：意見に対する考え方欄の当該基準の項目は訂正後の項目による

第1 登録の拒否基準

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第1の1の(1)	権原を有していることを証明する書類の提出を義務付けるべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じて対処できることを明確にしておくこととします。	3
第1の1の(1)ほか	必要となる「権原」の詳細について規定すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方をできる限り明確にしておくこととします。	1
第1の1の(1)ほか	「権原」は「権限」に修正すべきである。	「権原」が用語として適切であると考えています。	2
第1の1の(2)	「以下に掲げる事項」を「登録の遵守基準」「3動物の管理」全体にすべきである。	登録の拒否基準については、必要最小限の事項に限ることが適当であると考えています。	1
第1の1の(3)	動物取扱責任者は、各店舗ごとに配置を義務付けるべきである。	ご指摘の点については、当該基準に盛り込まれていると考えています。	3
第1の1の(3)ほか	常勤の職員ではなく、職員とすべきである。	動物取扱責任者は、その制度が設けられた趣旨にかんがみ、常勤の職員であることが必要であると考えています。	2
第1の1の(3)	動物取扱責任者の選任要件を資格や実務経験等により規定すべきである。	ご指摘の点については、第4-1に規定されています。	3
第1の1の(4)の、第4-1	半年以上の実務経験を1年以上の実務経験にすべきである。	実務経験については、他の2つの要件と比較した場合、半年以上で十分であると考えています。	9
第1の1の(4)の、第4-1	実務経験は、公認の施設・団体によるものに限定すべきである。	実務経験を積んだ施設については、ご指摘のように特に限定する必要はないと考えています。	3
第1の1の(4)の、第4-1	実務経験は、本登録基準を満たす施設であること等を条件として追加すべきである。	本基準については、動物取扱業者に対して遵守が義務付けられているものであることから、「当該業に係る動物取扱業」は、本基準を満たしていることになると考えています。	3
第1の1の(4)の、第4-1	実務経験だけでは不十分であるので削除すべきである。	「実務経験」も、要件の一つとして評価できることであると考えています。	9
第1の1の(4)の	職業の自由を反しかねない過剰な規制なので、削除すべきである。	満たさなければならない「いずれかの要件」の一つであり、過剰な規制ではないと考えています。	2
第1の1の(4)	すべての職員に対して、資格の保有義務を課し、セミナーの受講を定期的な義務付けるべきである。	すべての職員に対して資格の保有義務を課す必要はないと考えています。また、動物取扱責任者に対しては、研修会の受講義務が課せられています。	1
第1の1の(4)	資格を有していない職員に対して、名札の掲示等を義務付けるべきである。	第3の標識の掲示は、登録を受けた動物取扱業者であることが顧客等に対して分かるようにする趣旨で設けられた規定であることから、ご指摘の事項を義務付ける必要はないと考えています。	2
第1の1の(4)	いずれかの要件ではなく、2つ以上の要件を満たすこととすべきである。	行政指導等の窓口担当者を明確にする観点から動物取扱責任者制度が創設された趣旨にかんがみ、原案どおり、いずれか一つの要件を満たすことで十分であると考えています。	2

第1の2の(1)	展示の合間に動物が休憩を取れる場所を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に既に盛り込まれていると考えています。	2
第1の2の(1)の	「動物及び器具の洗浄」は、動物は命あるものであることから、動物の洗浄と器具の洗浄の2つに分けるべきである。	「洗浄」という機能に着目して整理しているものです。また、一緒に記載することが、動物が命あるものであることをないがしろにしていることにはならないと考えています。	8
第1の2の(1)の	洗浄には手足の洗浄も含むことを明記すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に既に盛り込まれていると考えています。	1
第1の2の(1)の	動物の死体の一時的保管を記載する順番を最後にすべきである。	事項の並び順については、適宜、検討をしたいと考えています。	3
第1の2の(1)の	蘇生の可能性があることから、動物の死体の一時的保管を24時間保管と修正すべきである。	ここでいう死体とは、死亡が確実に確認されたものであることから、蘇生等に関するご懸念はないと考えています。	1
第1の2の(1)の	清掃用具の「保管」を「常備」と修正すべきである。	「機能を備えた場所」のことを言っているものであることから、「保管設備」という表現とします。	1
第1の2の(1)の	適正な資格を有する訓練士を任務に当てることを追加すべきである。	職員の要件については、第1の1の(4)に規定されています。	1
第1の2の(1)の	屋外で扇風機が必要な場合があるので、「(屋外施設を除く)」を削除すべきである。	当該基準は拒否基準であることから、基本的に必須な設備を規定することで十分であると考えています。なお、飼養環境を適正な状態にするための具体的な指導等は、遵守基準の関連規定に基づいて行われることとなります。	1
第1の2の(2)	逸走防止設備を追加すべきである。	逸走の防止を図る義務については、第2の1の(1)に規定されています。	3
第1の2の(2)	冷暖房設備を追加すべきである。	第2の1の(1)のとして、規定されています。	1
第1の2の(2)	マイクロチップのリーダー配備の義務付けを行うべきである。	装着の有無等を確認する義務は課せられていないことから、その必要性はないと考えています。	1
第1の2の(2)	隔離施設等の設置を義務付けるべきである。	ご指摘の趣旨については、「個別保管設備」に盛り込まれていると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じて明確にしていくこととします。	2
第1の2の(2)の	隣接する個体の目線が遮断されていることを追加すべきである。	ご指摘の趣旨を含む施設の規模構造等に関する基準については必須ではありませんが、第2の1等に規定されています。	2
第1の2の(2)の	「必要に応じた照明設備」を、「動物各個体に適した照明設備」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨を含む施設の規模構造等に関する基準については、第2の1等に規定されています。	2
第1の2の(3)	ケージ等の広さを定量的に定めて、拒否基準とすべきである。	ケージ等の広さ等については、遵守基準として規定しています。内容が定量的なものでないことから、拒否基準とすることは困難であると考えています。	3
第1の2の(3)の	犬やねこを通気性の悪い蓋つきのダンボール箱に入れて展示・販売することを規制すべきである	ご指摘の趣旨については、既に第1の2の(4)の - 等に盛り込まれていると考えています。	409
第1の2の(3)の	個別飼養保管設備として、2日間～3日間以内であれば、ダンボール製の設備も認めるべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえで、ダンボールという材質は、妥当なものと評価し難い場合が少なくないものであると考えています。記述については、「耐水性がなく洗浄が容易でない等衛生に問題のある材質を用いてないこと」とします。	1
第1の2の(3)の	シックハウス建材を認めない規定を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、第1の2の(5)に盛り込まれていると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じて対処する必要があることをできる限り明確にしていくこととします。	1
第1の2の(3)の	材質については抗菌性の高いものとするを明記すべきである。	当該基準は拒否基準であることから、基本的に必須な機能を規定することで十分であると考えています。なお、飼養環境を適正な状態にするための具体的な指導等は、遵守基準の関連規定に基づいて行われることとなります。	1
第1の2の(3)の	床面については、動物の感触に違和感のないものとするを規定すべきである。	ご指摘の趣旨については、第1の2の(5)に盛り込まれていると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じて対処する必要があることをできる限り明確にしていくこととします。	2
第1の2の(3)の	「この限りでない」を「様態に即した対応をする」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、現行の表現に盛り込まれていると考えています。	1
第1の2の(3)の	「この限りでない」等を削除すべきである。	傷病動物等の場合には、常時、採光等が射し込む環境が好ましくない場合等がある等規定されている条件が健康の確保上好ましくないことがあることから、削除する必要はないと考えています。	4

第1の2の(4)	「著しく適切を欠くものでないこと」を、「著しく」を削除して、具体例をまじえる等して「適切なものにする」等と修文すべきである。	当該基準は拒否基準であることから、明らかに支障があるものを拒否できることで十分であると考えています。なお、適正な状態にするための具体的な指導等は、遵守基準の関連規定に基づいて行われることとなります。	9
第1の2	登録の時点で衛生的な状態であることを追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、遵守基準として第2に規定されています。	1
第1ほか	事業所には、感染症対策等を含めて、専属の獣医師の配置を義務付けるべきである。	動物の健康及び安全等の確保を図るうえで、必ずしも選任の獣医師の配置を義務付ける必要はないと考えています。	84
第1ほか	業の廃止時等における動物の処分方法をあらかじめ決めておくことを規定すべきである。	動物の処分方法等に係る基準については、第2の3の(9)の及びに規定されており、重複して規定する必要はないと考えています。	88
第1ほか	災害時の緊急避難対策を規定すべきである。	災害時の対処等については、第2の3の(9)のに規定されており、重複して規定する必要はないと考えています。	79
第1ほか	職員に対して、顧客に対する名刺の配布等を義務付けるべきである	事業所における標識の掲示を義務付けており、ご指摘の名刺の配布まで義務付ける必要はないと考えています。	7
第1ほか	登録に当たっては、健全な住環境の確保等の観点から、周辺住民の同意を必要とすべきである。	登録及び遵守基準の徹底により、周辺環境の保全等が図られることから、周辺住民の同意を義務付ける必要はないと考えています。	1
第1ほか	獣医師によるワクチン接種を施し、医師の証明書を店舗に置くことを義務付けるべきである。	ご指摘の点については、動物の健康及び安全等の確保に資することではありますが、必ずしも義務付ける必要はないと考えています。また、ワクチンの摂取については、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」等に盛り込む等により、その推進を必要に応じて図っているところです。	3
第1ほか	動物の運搬の禁止、その他関係法令の規定による規制の遵守を義務付けるべきである。	関係法令の遵守は当然のことであり、また、他法令の遵守についてはその体系の中で適切に行われるべきものであることから、その義務付けを基準に規定する必要はないと考えています。	5
第1ほか	販売に当たっては、顧客の署名を必要とすべきである。	遵守基準に関する意見と思われませんが、動物の健康及び安全の確保等を図るうえで、必ずしも顧客の署名を義務付ける必要性はないと考えています。	2
第1ほか	動物取扱責任者に名札等の掲示を義務付けるべきである。	動物取扱責任者は、その制度が設けられた趣旨(行政指導等の窓口担当者等)にかんがみ、名札等の掲示を義務付ける必要はないと考えています。	3
第1ほか	説明事項として、動物取扱業者が行った動物の状態の確認記録を義務付けるべきである。	遵守基準にも関係する意見と思われませんが、ご指摘の趣旨については、第2の3の(3)のに盛り込まれていると考えています。	3
第1ほか	生体の展示販売を禁止すべきである。	動物の健康及び安全の確保等を図るうえで、必ずしも生体の展示販売を禁止する必要性はないと考えています。	6
第1ほか	廃業時の動物の処分が適切に行われるようにするため、供託金制度等を設けるべきである。	基本的には、動物取扱業者の責任において適切に処理されることであると考えています。	2

第2 登録の遵守基準 1 飼養施設の規模構造等

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第2の1の(1)	「一時的に」の内容、一時的な場合でも遵守すべきこと等を具体的に記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方をできる限り明確にしていくこととします。	6
第2の1の(1)	ただし書きを削除すべきである。	ごく短時間の飼養保管をする場合には、かならずしも給餌給水設備等の附帯を義務付ける必要はないと考えています。	5
第2の1の(2)	「飼養期間の長短に応じて」を「飼養期間の長短に関わらず」と修文すべきである。	飼養期間がごく短時間であるなどの場合もあることから、すべてのケースについて遊具等の設置を義務付ける必要はないと考えています。	2
第2の1の(2)	1週間を超える場合にのみ、当該措置を義務付けるべきである。	1週間以内の飼養期間であっても、必要となる場合があると考えています。	1
第2の1の(2)	例示をもっと増やすべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り補充していくこととします。	2
第2の1の(3)	「著しく」を削除すべきである。	環境省令第11条の表現にならったものであるため、「著しく」を削除する必要はないと考えています。	5
第2の1の(4)	「著しく」を削除すべきである。	環境省令第11条の表現にならったものであるため、「著しく」を削除する必要はないと考えています。	5
第2の1の(5)	衛生動物の例示として、野鳥や蚊を追加すべきである。	ご指摘を踏まえて、蚊を追加します。また、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその他の例示を追加していくこととします。	1

第2の1の(5)	「設備」を「構造及び設備」と修正すべきである。	ご指摘を踏まえて、「構造及び設備」と修正します。	1
第2の1の(1)(2)(6)(7)	飼養保管施設に係る必要な広さ等について具体的に記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方をできる限り明確にしていくこととします。	8
第2の1の(7)	「一時的」の内容を具体的に記載すべき、又は削除すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方をできる限り明確にしていくこととします。	8
第2の1の(7)	1週間以内の飼養保管を一時的とするべきである。	1週間以内の飼養期間であっても、必要となる場合があると考えています。	1
第2の1の(7)	例示をもっと増やすべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り補充していくこととします。	7
第2の1の(7)	長時間を長期間と修正すべきである。	当該基準については、長期間ではないが長時間の場合であっても適用することが必要であると考えています。	2
第2の1の(7)	飼育期間が長時間に渡る場合の「長時間」の内容を具体的に記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方をできる限り明確にしていくこととします。	4
第2の1の(7)	「動物の生態、習性等に応じて」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に盛り込まれているものであると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	11
第2の1の(7)	動作の例示をもっと増やすべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り補充していくこととします。	8
第2の1の(7)	必要に応じて動物の個体の生態に応じてと修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に盛り込まれているものであると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	3
第2の1の(7)	「必要に応じて」を削除すべきである。	動物の健康及び安全を確保するうえで、より一層の広さ等を必要としない動物やケースもあることから、「必要に応じて」は削除する必要はないと考えています。	7
第2の1の(7)	「この限りでない」等を削除すべきである。	傷病動物等の場合には、規定されているような規模構造等がその健康の確保上好ましくない場合等があることから、削除する必要はないと考えています。	7
第2の1の(7)	この限りでないを獣医師の指示に従うと修正すべきである。	本部分は、例外的な規定を定めたものであることから、この限りでないという表現が妥当であると考えています。	3
第2の1の(8)(9)	目の粗い金網床等の支障を生じるおそれがあるものの使用を制限すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に盛り込まれているものであると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	4
第2の1の(9)	材質については抗菌性の高いものとするを明記すべきである。	必ずしも抗菌性の高い材質のものが動物の健康等の確保上必須であるとは限らないことから、義務付けを行う必要はないと考えています。	1
第2の1の(11)	闘争のほかに、いじめやストレスを追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に一定程度盛り込まれているものであると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の1の(11)	「過度な動物間の闘争」を「過度な敵対行動やストレス等」と修正すべきである。	同上	3
第2の1の(11)	例示や対策をもっと増やして記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り補充していくこととします。	7
第2の1の(11)	「過度な動物間の闘争」の「過度」を削除すべきである。または、「絶対に」などと表現を変更して、防止を徹底させるべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえで、著しい支障が生じるおそれのある闘争の防止策を講じることで十分であると考えています。	12
第2の1の(11)	安易な交配が行われないように、異性の組合せの考慮についても追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に盛り込まれているものであると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の1	「犬及びねこ等は社会化期間を親と共に飼養すること」を追加すべきである。	ご指摘の点については、第2の3の(2)のにおいて、既に規定されていると考えています。	1
第2の1	「寄生虫の駆除やワクチン接種を行ってから販売すること」を追加すべきである。	ご指摘の点については、動物の健康及び安全等の確保に資することではありますが、必ずしも義務付ける必要はないと考えています。また、ワクチンの摂取については、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」等に盛り込む等により、その推進を必要に応じて図っているところです。	8

第2の1	「マイクロチップを挿入して個体識別し、それから販売すること」を追加すべきである。	ご指摘の点については、動物の健康及び安全等の確保に資することではありますが、必ずしも義務付ける必要はないと考えています。	9
第2の1	「施設の規模及び構造並びに職員数の範囲に適した動物の種類及び取扱い数とする旨のこと」を追加すべきである。	ご指摘の点については、第2の3の(8)の に規定されており、重複して規定する必要はないと考えています。	88
第2の1	動物にストレスがかからないように、照明や音の制限もすべきである。	ご指摘の点については、第2の3の(2)の 等において、既に盛り込まれていると考えています。	2
第2の1	「各生体に見合った大きさ、面積のゲージの設置」「十分に運動できるスペースの確保」を追加すべきである。	ご指摘の点については、第2の1の(2)及び(7)等において、既に盛り込まれていると考えています。	2

第2 登録の遵守基準 2 飼養施設の管理

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第2の2	清掃及び消毒作業の実施結果の報告(マニフェスト)の提出義務を課すとともに、専門業者への委託により行うことも可能であることを明記すべきである。	ご指摘の趣旨(必要に応じてできること)については、第2の2において、既に盛り込まれていると考えています。	2
第2の2	爬虫類等については又は爬虫類以外であってもその生態等によっては、清掃がほとんど要らないこと等から、第2の2の基準のすべてについて、動物種に応じた適用除外規定を設けるべきである。	爬虫類等を含め、すべての動物種に必要な基準であると考えています。なお、基準によっては、必要に応じてそれぞれに適用除外規定を設けています。	4
第2の2の(1)	施設の清掃は、1日に1回以上とすべきである。	ゲージ等の個別保管設備と異なり、「施設」の清掃は1日1回以上でなくても十分な場合があると考えています。	5
第2の2の(1)	飼養動物に苦痛をあたえないためにという表現を追加すべきである。	本基準は、動物の健康及び安全等の確保を図ることを目的としているものであることから、ご指摘の趣旨は、既に当該規定に盛り込まれていると考えています。	5
第2の2の(2)	爬虫類については、1日1回以上の清掃は不要であることから、適切な表現に修正すべきである。	爬虫類についても、清掃の方法や程度には差があるかもしれませんが、1日1回以上の清掃は必要であると考えています。	6
第2の2の(2)	動物の種類等に応じて清掃方法や回数を工夫することを追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に既に盛り込まれていると考えています。このことについては、基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の2の(2)	1日に1回の清掃では不十分である。回数を増やすべきである。	日常的な管理等としては、1日1回以上の清掃で十分であると考えています。	8
第2の2の(2)	「残渣」の意味を解説すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の2の(2)	広大な自然草地等を利用した保管設備を、保管施設と修正すべきである。また、清掃や衛生管理、汚物等は蓄積しないようにすることを義務付けるべきである。	汚物等の蓄積を防止することについては、当該規定に盛り込まれていると考えています。また、当該規定は、保管設備に係る規定であり、保管施設に関する規定は、第2の2の(1)に該当することになります。なお、衛生管理等については、(1)において規定されています。	4
第2の2の(4)	一日一回以上の巡回では不十分である。回数を増やすべきである。	日常的な管理等としては、1日1回以上の巡回で十分であると考えています。	8
第2の2の(4)	爬虫類については、1日1回以上の巡回は不要であることから、適切な表現に修正すべきである。	爬虫類についても、巡回の方法や程度については差があるかもしれませんが、1日1回以上の巡回は必要であると考えています。	3
第2の2の(5)	記録保管義務規定を削除すべきである。	記録保管は、清掃等の実施状況を確認するうえで必要なものであると考えています。なお、その様式等はできるだけ簡素なものとし、負担が少なくなるように配慮する予定です。	1305
第2の2の(5)	台帳の公開や閲覧について義務付けるべきである。	記録保管の台帳について、一般の人に対する閲覧を義務付ける必要性はないと考えています。なお、関係行政機関の担当者等は、閲覧等することができるとなっています。	2
第2の2の(5)	台帳の管理を動物取扱責任者に義務付けるべきである。	台帳の管理は、動物取扱業者によって適切に行われるべきものであると考えています。	1

第2 登録の遵守基準 3 動物の管理

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
------	--------	-----------	---

第2の3の(1)	「接触させ」を「直接接触させ」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定において既に盛り込まれていると考えています。	2
第2の3の(1)	獣医の治療を受けさせることや災害時対策について規定すべきである。」	ご指摘の趣旨については、第2の3の(4)の、(9)の等に盛り込まれていると考えています。	3
第2の3の(1)	保護者の同意を得ていない未成年に動物を販売してはならないこと、直接に取引して販売相手が適切な飼育者であるかどうかを面談によって確認しなければならないことを義務付けるべきである。	動物の健康及び安全の確保等を図るうえで、必ずしもご指摘の事項を義務付ける必要はないと考えています。	5
第2の3の(1)(再掲)	不必要な妊娠を避けるために雌雄を分けて飼養保管することを追加すべきである。、妊娠していることを知らせずに販売しないことを追加すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、第2の1の(11)の「闘争」を「闘争等」と修正することとします。詳細については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の3の(1)	妊娠していることを知らせずに販売しないことを追加すべきである。	ご指摘の点については、趣旨を踏まえ第2の3の(3)のに盛り込まれていると考えていますが、このことをより明確にするためにヨに「等」を追加する等の修正を行うとともに、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り解説を加えていくこととします。	2
第2の3の(1)の	「同じ種類の餌を自力で」に、「同じ種類の硬いままの餌を自力で」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	3
第2の3の(1)の	餌の内容について具体的に記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(1)の	「餌を自力で食べる」を「餌を完全に自力で食べる」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定において既に盛り込まれていると考えています。	1
第2の3の(1)の	犬及びねこについては、離乳等を終えていなくても販売できるようにすべきである。	犬及びねこについては、その健康と安全を確保する観点から、離乳等を終えてから販売することが必要であると考えています。	1
第2の3の(1)の	うさぎの販売は6週齢以上経ってからにすべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	3
第2の3の(1)の	「(哺乳類に限る)」を「(げっ歯類を除いた哺乳類に限る)」とすべきである。	げっ歯類であっても、離乳前に販売することは、動物の健康及び安全の確保上、支障が生じるおそれがあることから、げっ歯類を除く必要はないと考えています。	1323
第2の3の(1)の	耐性が備わったかどうかの判断は、獣医師が行うようにすべきである。その他の動物についても、具体的に制限すべきである。	ご指摘の点については、かならずしも獣医師でなければ判断できないものではないと考えています。	2
第2の3の(1)の	「目視」を削除すべきである。	文意を明確にするために、「目視」は必要であると考えています。	1
第2の3の(1)の	「目視による確認」は、「獣医師の診療」により行われるべきである。	四肢の麻痺等の有無に係る動物の状態の確認は、必ずしも獣医師でなければできないことではなく、動物取扱業者等によっても十分に行うことができるものであると考えています。	16
第2の3の(1)の	下痢や四肢の麻痺等を例示した括弧書きを削除すべきである。	確認すべき事項の例示は、その内容を明らかにするために必要であると考えています。	1
第2の3の(1)の	確認期間を2日間ではなく、3ヶ月間に修正すべきである。	下痢や四肢の麻痺等の有無は、2日間以上の期間があれば十分に確認可能であると考えています。	2
第2の3の(1)の	確認期間を2日間ではなく、7日間に修正すべきである。	同上	8
第2の3の(1)の	確認期間を2日間ではなく、3日間に修正すべきである。	同上	2
第2の3の(1)の	確認期間を2日間ではなく、24時間以上に修正すべきである。	下痢や四肢の麻痺等の有無の確認については、最低2日間以上の期間が必要であると考えています。	1
第2の3の(1)の	確認すべき動物の状態の例示項目として、元気、食欲、鼻汁、目やに、咳、歩行異常などを加えるべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り例示を追加していくこととします。	1
第2の3の(1)の	接触方法の指導に当たっては、「具体的にその個体の性格や癖等を考慮」するようにすべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	3
第2の3の(1)の	成長段階に併せた睡眠時間やストレスを考慮して、という文言を追加すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方等についてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(1)の	「過度なストレス」の内容を具体的に記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方等についてできる限り明確にしていくこととします。	1

第2の3の(1)の	「過度な」を削除すべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえで、著しいストレス等の防止策を講じることで十分であると考えています。	3
第2の3の(1)の	休息や隠れ場所の確保を義務付けるべきである。	ご指摘の点については、第2の2の(2)等に盛り込まれていると考えています。	3
第2の3の(1)の	1時間おきに15分以上の休息など、一定回数以上の休息を与えることを義務付けるべきである。	動物やケースによって与えるべき休息の時間は異なることから、ご指摘の趣旨については、当該基準の施行通達等において、その考え方等についてできる限り明確にしていくこととします。	4
第2の3の(1)の	適度を十分にと修正すべきである。	ご指摘の趣旨は盛り込まれていると考えています。	1
第2の3の(1)の	感染症に係る注意事項等の掲示を義務付けるべきである。	必要に応じて説明等を行うことで十分であると考えています。	1
第2の3の(1)の	「獣医師が発行した証明書類を添付すること」を「獣医師にワクチン接種証明書の発行を求め、また、疾病に関する健康診断書の交付を求めるとともに、それら獣医師が発行した証明書類を添付すること」などと修正すべきである。	「獣医師に証明書の発行を求めること」については、文意に盛り込まれていると考えています。なお、遺伝性疾患の有無等を含めて、動物が健康であることを証明することは、獣医師といえども技術的に困難であると考えています。	1
第2の3の(1)の	証明書には獣医師の免許番号等も記載することを規定すべきである。また、次のワクチンの接種時期も顧客に伝えること等を義務付けるべきである。	証明書の様式等については、動物愛護管理法の体系において規定する必要はないと考えています。また、ワクチンの接種方法については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り解説していくこととします。	3
第2の3の(1)の	ワクチン接種や健康診断等の獣医療を義務付けるべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえで、必ずしも動物取扱業者に対してワクチン接種等を義務付ける必要はないと考えています。	6
第2の3の(1)の	「ワクチン」の種類を具体的に明示すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じて例示を追加していくこととします。	2
第2の3の(1)の	「獣医師が発行した証明書類」を「獣医師が発行した診断書又は検案書」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、既に盛り込まれていると考えています。	1
第2の3の(1)の	認められた食物以外のものが与えられることのないように、適量を上回ることのないようにを追加すべきである。	ご指摘の趣旨については既に盛り込まれていると考えています。	1
第2の3の(2)の	管理の徹底策の例示を記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り補完していくこととします。	1
第2の3の(2)の	施設の規模や構造等について、具体的な数値基準や例示等を示すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方等をできる限り明確にしていくこととします。	7
第2の3の(2)の	「成長に伴って」を追加すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(2)の	ケージ等の個別保管設備には、個別収容を義務付けるとともに、一定時間以上の展示を制限すべきである	動物の健康及び安全等の確保を図るうえで必要な場合に限られますが、ご指摘の趣旨については、既に盛り込まれていると考えています。	2
第2の3の(2)の	生理生態等に適した温度、照明等の内容を具体的に記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方をできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の3の(2)の	「外から見えるケージに保管する時間を制限し、暗く静かな場所で休息する時間帯を確保すること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、必要に応じて行うべきものであることが当該規定に既に盛り込まれていると考えています。	2
第2の3の(2)の	水はいつでも飲めるようにすることを規定すべきである。	ご指摘の趣旨については、必要に応じて行うべきものであることが当該規定に既に盛り込まれていると考えています。	1
第2の3の(2)の	生体の展示販売を禁止すべきである。	動物の健康及び安全等の確保を図るためには、必ずしも生体の展示販売を禁止する必要はないと考えています。	3
第2の3の(2)の	不特定多数に対する展示を制限すべきである。	動物の健康及び安全等の確保を図るためには、必ずしも不特定多数への展示を禁止する必要はないと考えています。	2
第2の3の(2)の	「必要に応じて」の削除や表現の修正等を行い、夜間展示等を禁止する等の具体的な制限規定や対応策の例示等を設けるべきである。	動物の健康及び安全を確保するうえで、必ずしも夜間展示が好ましくない動物やケースもあることから、「必要に応じて」は削除する必要はないと考えています。	91
第2の3の(2)の	「必要に応じて」を削除し、運動時間等を増やす等の具体的な制限規定や対応策の例示等を設けるべきである。	動物の健康及び安全を確保するうえで、必ずしも運動等を必要としない動物やケースもあることから、「必要に応じて」は削除する必要はないと考えています。	91
第2の3の(2)の	個別収容は、限定的に行う規定にすべきである。	動物の健康及び安全等の確保を図るため、現在の届出の遵守基準においても規定されている「個々に収容すること」は必要であると考えています。	1

第2の3の(2)	適切な広さとすることを規定すべきである。	ご指摘の規模構造等に関する基準については、第2の1に規定されています。	3
第2の3の(1)の、(2)の	アメリカ等で導入されている販売等の「8週齢制限」については科学的裏づけがしっかりしていないことから、原案どおり「適正な期間」等とすべきである。	親子又は同胎動物と共に飼養することが必要とされる社会化や離乳の期間には一定の幅等があるとされており、現時点で得られている知見では、具体的に特定の日齢を定めることは困難であり、また、その期間は動物種や個体によっても差があるものであることから、原案どおり「適正な期間」等とすることが適当であると考えています。なお、当該社会化の期間の考え方については、通達等によって必要に応じてできる限り解説する予定です。	5382
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等制限の期間等を明確にすることについて、専門的な調査研究を行ってから、具体的な検討を行うべきである	同上	4
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等制限の期間等を具体的に記載すべきである。	同上	6
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等は、生後4週齢以上に制限すべきである。	同上	2
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等は、生後6週齢以上に制限すべきである。	同上	2
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等は、生後45日以上に制限すべきである。	同上	4135
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等は、生後7週齢以上に制限すべきである。	同上	2
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等は、生後50日以上に制限すべきである。	同上	3
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等は、8週齢以上に制限すべきである。	同上	146
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等は、10週齢以上に制限すべきである。	同上	6
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等は、9週齢以上に制限すべきである。	同上	6
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等は、約12週齢(3ヶ月間又は90日間)以上に制限すべきである。	同上	29
第2の3の(1)の、(2)の	犬又はねこの販売等に当たっては、幼齢期に一定の期間、人馴れするように人間とのスキンシップを図ることを義務づけるべきである。	同上	21
第2の3の(1)の、(2)の	「適正な期間、親子又は同胎動物と一緒に飼養すること」を「犬は9週齢、ねこは8週齢まで、親子又は同胎動物と共に飼養するとともに、動物の適切な取扱いができる数人以上の人間と接触をさせること」と修文すべきである。	同上	1
第2の3の(1)の、(2)の	犬及びねこの販売等は、離乳期を終えてからにすべきである	同上	6
第2の3の(1)の、(2)の	犬及びねこの販売等は、社会化が十分に行われてからにすべきである	同上	6
第2の3の(1)の、(2)の	8週齢以下の個体であっても、1週間～10日間前後の飼育により体調を整えた後であれば、販売等等は可能であるとすべきである。	同上	4
第2の3の(1)の、(2)の	哺乳類に限定せずに、すべての動物に適用し、種別に詳細な基準等を作成すべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえで、すべての分類群に適用する必要はないと考えています。なお、当該基準の詳細については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていこうとします。	2
第2の3の(2)の	「を除く」と注意書きを追加すべきである。	飼養施設の外で飼養保管する場合に適用されないことについては、明確であると考えています。	2

第2の3の(2)の	「闘争の発生」を「過度な敵対行動やストレスの発生」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に一定程度含まれているものであると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	4
第2の3の(2)の	個々収容は、親子等の場合もあるので、特別な事情のない限りとするべきである。	ご指摘を踏まえ、「親子又は同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、」といった趣旨の修正を行うこととします。	4
第2の3の(2)の	個別収容は、空気感染を予防するために、呼吸がかからないようにすべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限りその考え方を明確にしていくこととします。	2
第2の3の(2)の	共同運動場で遊ばせる等の規定を追加すべきである。	ご指摘の点については、第2の3の(2)のにおいて、既に盛り込まれていると考えています。	2
第2の3の(2)の、	汚物等の処理方法や鳴き声等の防止方法について、具体的に詳述すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じて例示を追加していくこととします。	1
第2の3の(2)の	速やかにを直ちにに修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に含まれているものであると考えています。	1
第2の3の(2)の	演芸又は訓練には、競争やレース等を含むことを明記すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に一定程度含まれているものであると考えていますが、入念的に「等」を追加修正することとします。例示については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	6
第2の3の(2)の	必ず休憩時間を設けることを追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に盛り込まれているものであると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の3の(2)の	みだりな殴打等の具体的な例示を追加する等により、「過酷なもの」の内容を明確にすべきである。また、体罰や暴力等を制限すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り例示を追加していくこととします。	12
第2の3の(2)の	「過度」を削除すべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえでは、著しい支障が生じるおそれのある苦痛の防止策を講じることで十分であると考えています。	3
第2の3の(2)の	誤解を与えるおそれのある形態の後に、動物愛護の観点から相応でないと思われる扱いや演出を加えるべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定において既に盛り込まれていると考えています。	1
第2の3の(2)の	必ず休憩時間を設けることを追加すべき、又はその設け方を具体的に規定すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に盛り込まれているものであると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	4
第2の3の(2)の	苦痛の他にストレスについても記載すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に盛り込まれているものであると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	4
第2の3の(2)の	販売業者については、記録保管義務の義務規定が重複して書かれていることから、整理する必要がある。	当該規定は、「巡回」の記録保管義務に関する規定であり、他の「清掃」「販売時の説明」等の記録保管義務とは内容的には重複していないと考えています。	2
第2の3の(2)の	1日1回以上の巡回等による数及び状態の確認対象動物から、爬虫類を除外すべきである。	動物の逸走の早期発見並びに健康及び安全の確保を図る観点から、爬虫類についても1日1回以上の巡回等は必要であると考えています。	3
第2の3の(2)の	1日1回以上の巡回等の回数を増やすべきである。	日常的な管理等としては、1日1回以上の巡回で十分であると考えています。	4
第2の3の(2)の	記録保管義務規定を削除すべきである。	記録保管は、巡回の実施状況を確認するうえで必要なものであると考えています。なお、その様式等はできる限り簡素なものとし、負担が少なくなるように配慮する予定です。	1326
第2の3の(2)の	閲覧について義務付けるべきである。	記録保管の台帳について、一般の人に対する閲覧を義務付ける必要性はないと考えています。なお、関係行政機関の担当者等は、閲覧等することができることとなっています。	2
第2の3の(2)の	記録保管の年数を15年間又は20年間等と長くすべきである。	5年間で十分であると考えています。	8
第2の3の(2)の	馴化措置が当該種に大きなストレスとなる場合には、馴化措置を行わない旨のただし書きを追加すべきである。	馴化措置はストレスを軽減するために行うものであり、また、馴化が困難な動物種等については「飼養可能性にかんがみた適切な種の選択」が行われていないものであると考えています。	2
第2の3の(2)の	「その飼養可能性にかんがみ」の前に、「生理、生態及び習性を踏まえた」を追加すべきである。	ご指摘を踏まえ、修正することとします。	1
第2の3の(2)の	適切な種の判断基準等を示すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	3

第2の3の(2)の	野生動物の配置等についての配慮事項を規定すべきである。	ご指摘の趣旨は第2の1の(11)(一部修文する予定)等に盛り込まれていると考えています。	1
第2の3の(2)の	馴化措置の対象動物から爬虫類を除くべきである。	爬虫類についても、馴化措置が必要な場合があると考えています。	2
第2の3の(3)の	説明は口頭で説明することを義務づけるとともに、説明書の受領だけでなく、説明を受けたことについての確認を義務付けるべきである。	通信販売の場合等、必ずしも口頭で説明をできない場合もあると考えています。また、説明をすることを義務付けていることから、説明を受けたことを確認する必要はないと考えています。	3
第2の3の(3)の	動物取扱業者間の説明事項を簡略化するただし書き規定を削除すべきである。	動物取扱業者であれば既に知っていることもあることから、必要に応じて説明することで十分な事項もあると考えています。	2
第2の3の(3)の	説明書の交付を規定すべきである。	ご指摘の趣旨は、既に当該規定に盛り込まれていると考えています。	2
第2の3の(3)の	説明はすべての項目について行う、という表現を追加すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修文することとします。	1
第2の3の(3)の	説明事項として、治療代、餌代などの生涯かかる費用を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、第2の3の(3)ののれに盛り込まれていると考えています。なお、必要に応じて費用等についても説明を行うことを、施行通達等において解説することとします。	2
第2の3の(3)の	社会化期の重要性や必要性等についても説明事項に加えるべきである。	ご指摘の点については、第2の3の(3)ののれに盛り込まれていると考えています。ご指摘の趣旨については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の3の(3)の	顧客の飼養環境が適正な状態にあるかどうかを確認することを義務付けるべきである。	動物取扱業者における動物の飼養及び保管方法等の適正化を目的とした制度の趣旨等にかんがみ、当該義務付けは困難であると考えています。	1
第2の3の(3)の～	顧客に対する動物の状態及び特性等に関する情報提供の方法については、環境省から、具体的な様式(雛形)やガイドライン等を示して行わせるべきである。	ご指摘の点については、関係自治体及び業界団体の協力を得つつ、当該基準の運用において、できる限り反映されるように努めることとします。	2
第2の3の(3)の～	「動物の種類」については、通称名、和名、品種等のどれを記載するのかを明確にすべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方を必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の3の(3)の～	長所や短所等を含めて、「その個体の持つ性格や特徴等」を追加すべきである。	ご指摘の事項については、説明が技術的に困難な内容のものが多く、また、すべての事項についての説明責任を動物取扱業者に対して課す必要はないと考えています。なお、動物の購入等に当たっては、顧客の側も事前に知識等を修得しておく一定の責務があることが、家庭動物等の飼養及び保管基準においても盛り込まれているところです。	8
第2の3の(3)の～	飼養の難易度、危険性、稀少性等についても追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該基準に既に盛り込まれていると考えています。このことについては、基準の施行通達等において、その考え方を必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(3)の～	様々な動物種がいて、知見が未整備のものも少なくないことから、完全に説明できない場合もあることについて規定すべきである。	ご指摘の趣旨については、基準の施行通達等において、その考え方を必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の3の(3)の	契約に当たっては、「動物が必要以上のストレスを受けないかを確認したうえで」という規定を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えています。	1
第2の3の(3)ののイ	動物の種類は、通称名の併記を可とすべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、明確にしていくこととします。	1
第2の3の(3)ののロ	「体長」の他に、「体高」を記載させるべきである。	ご指摘を踏まえ、「体長等の体の大きさに係る指標」と修文するとともに、種によっては「体高」についても記載することを、当該基準の施行通達等において、できる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(3)ののロほか	性成熟後も成長を続ける種がいることに配慮する必要がある。	ご指摘を踏まえ、「性成熟時等」と修文するとともに、当該基準の施行通達等において、その趣旨を必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(3)ののロ	犬については「体長」ではなく、「体高」を記載させるべきである。	ご指摘を踏まえ、「体長等の体の大きさに係る指標」と修文するとともに、種によっては「体高」について記載することを、当該基準の施行通達等において、できる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(3)ののハ	犬やねこの平均寿命は、年々延長傾向にあつて変化しているが、何歳とするのが明示すべきである。また、生物学的な知見が整理されていない種があることについても配慮する必要がある。	生物学的な知見が未整備である種が一部に存在していることを含めて、ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、できる限り明確にしていくこととします。	2

第2の3の(3)の のホ	正しいフードの選び方を説明内容として加えるべきである。	ご指摘を踏まえ、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(3)の のトほか	「当該動物種に起因する主な感染性の疾病」に「(人と動物との共通感染症を含む)」と追加、又は分かりやすい表現にすべきである。	ご指摘の点については、既に盛り込まれていると考えていますが、表現のより一層の適正化を図るため、「主な人と動物との共通感染症その他当該動物に係る疾病」と修文することとします。	2
第2の3の(3)の のトほか	「当該動物種に起因する主な感染性の疾病」に人と動物との共通感染症以外の感染症も含むことを明記すべきである。	同上	1
第2の3の(3)の のチ	必要に応じて不妊・去勢手術を顧客に確約させるようにすべきである。	当該基準は、動物の健康及び安全等を確保する観点から、動物取扱業者に対して一定の義務を課すものです。	2
第2の3の(3)の のチ	「費用」については別項目として記載すべきである。また、費用については、幅があることに注意する必要がある。	不妊・去勢に係る事項であることから、別項目にする必要はないと考えています。なお、費用については、当該基準の施行通達等において、その概略を示す旨を明確にしていく考えです。	2
第2の3の(3)の のチ	不妊・去勢の意義や必要性についても説明事項に加えるべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に既に盛り込まれていると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り補完していくこととします。	4
第2の3の(3)の のチ	(哺乳類に限る)を削除すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、不妊又は去勢の方法及び費用以外の飼養及び保管の方法については、哺乳類に限定しないように修文することとします。	2
第2の3の(3)の のルほか	捕獲個体の生年月日は不明であることから、その取扱いも明記すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修文することとします。また、ご指摘の趣旨については、基準の施行通達等においてできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の3の(3)の のヲ	不妊去勢措置を実施しない場合の問題点や重要性を説明事項に加えるべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の3の(3)の のチ及びヲ	関連する規定なので、一つにまとめるべきである。	ご指摘の点については、特に一つにまとめる必要はないと考えています。	1
第2の3の(3)の のワ	動物は命あるものなので、生産を出生と修文すべきである。	「生産」と記載することが動物が命あるものであることをないがしろにしていることにはならないと考えています。	1
第2の3の(3)の のワ、 のホ	「生産地等の生産情報」については、生産者の氏名や業者の施設名等を含めて幅広く詳細に記載すること、対象業者も必要に応じて広げること等を義務付けるべきである。	ご指摘の趣旨については、個人情報の保護等に配慮しつつ、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り例示していくこととします。	88
第2の3の(3)の のカ	寄生虫の駆除、停留こう丸等を病歴の例示として加えるべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(3)の のカ	遺伝性疾患を病歴に加えるべきである。また、その行政機関への登録を義務付けるべきである。	販売時に発症している疾患については、「病歴」に該当するものであると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。なお、遺伝性疾患を含む病歴については、第2の3の(9)の規定する台帳に記載することが義務付けられています。	1
第2の3の(3)の のカ、 のチ	フィラリアなどを含め、ワクチンの種類とその効果、次期接種日等を説明事項に加えるべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	3
第2の3の(3)の のカ	遺伝性疾患を病歴の例示として加えるべきである。	顕在化している遺伝性疾患については「病歴」として情報提供を義務付けるとともに、顕在化していない遺伝性疾患については情報提供等ができないことから、代替措置として「その個体の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況」に関する情報提供を義務付けることとしています。	2
第2の3の(3)の のヨ	遺伝性疾患の発生状況に関する情報提供については、聞き取り等により判明しているものに限るべきである。	ご指摘を踏まえ、「(関係者からの聞き取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）」と修文することとします。	1325
第2の3の(3)の のヨ	親だけでなく、二親等程度まで含めるべきである。	親と同腹子で十分であると考えています。	4
第2の3の(3)の	それぞれの項目について、客観的資料により確認可能なものに限る。哺乳類に限る、犬ねこに限る等の注記を明示すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(3)の、	情報提供項目として、ワクチン接種状況の他に「内・外寄生虫の駆除状況」を追加すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、できる限り明確にしていくこととします。	1

第2の3の(3)の	情報提供項目として、「当該貸出し個体の性格及び癖等」を追加すべきである。	ご指摘の点については、既に第2の3の(3)の のり「当該個体の適正な飼養又は保管の方法」に盛り込まれていると考えています。また、盛り込まれていることが分かるように、当該基準の施行通達等において、できる限り明確にしていくこととします。	2
第2の3の(3)の	情報提供項目として、「関係法令等」を追加すべきである。	貸し出しは一時的なものであり、関係法令の規定は所有者である動物取扱業者に対するものであることが多いこと等から、その必要はないと考えています。	1
第2の3の(3)の のホ	情報提供項目として、傷病発生時の対応方法を追加すべきである。	ご指摘の点については、既に第2の3の(3)の のり「当該個体の適正な飼養又は保管の方法」に盛り込まれていると考えています。また、このことについては、当該基準の施行通達等において、できる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(3)の のト	哺乳類に限定すべきである。	ご指摘を踏まえ「(哺乳類に限る)」を追加する修文をすることとします。	1
第2の3の(3)の	インターネット等の通信販売による取引を禁止する観点から、「顧客が目視により確認できるようにする」を「顧客が動物に接して確認できるようにする」と修文すべきである。	通信販売による取引において生じるおそれのある動物の健康及び安全上の支障については、原案に基づき販売・輸送方法を規制することにより改善することができるものであることから、通信販売自体を禁止する必要はないと考えています。	1371
第2の3の(3)の	インターネット販売においては、動画の提供を義務付けるべきである。	他の通信販売等と比肩し、インターネット販売に対してのみ動画を義務付ける必要はないと考えています。	2
第2の3の(3)の	「目視」は顧客の求めがあった場合に限定すべきである。	動物は個体差があること等から、販売に供している動物について「目視」は必要であると考えています。	2
第2の3の(3)の	「必要な運動量、トリミング頻度、脱毛量」についても、ケージ等に掲載させるべきである。	説明事項としては必要な事項であっても、ケージ等への記載事項は限定的なもので十分であると考えています。	6
第2の3の(3)の	輸入方法や生存率数等についても、ケージ等に掲載させるべきである。	同上	1
第2の3の(3)の	動物の種類ごとの特徴、親の年齢等、母体の繁殖回数等についても、ケージ等に掲載させるべきである。	同上	4
第2の3の(3)の	記録保管の義務は、犬及びねこに対象動物を限定すべきである。	犬及びねこ以外の動物についても、その愛護と管理を推進する必要があることから、犬及びねこに限定する必要はないと考えています。なお、その様式等はできるだけ簡素なものとし、負担が少なくなるように配慮する予定です。	1307
第2の3の(3)の	記録保管の年数を15年間又は20年間等と長くすべきである。	5年間で十分であると考えています。	11
第2の3の(4)の	導入動物の状態の確認は、獣医師や書類等によって行われるようにすべきである。	ご指摘の点については、必ずしも獣医師等でなくても確認が可能であると考えています。	5
第2の3の(4)の	必要に応じてを削除すべきである。	ご指摘の点については、必ずしも接触をさせないようにしなくても良い場合があることから、削除する必要はないと考えています。	3
第2の3の(4)の	「寄生虫」を「内・外寄生虫」と修文すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、できる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(4)の	健康管理を徹底させ、遵守しない業者については罰則を課すべきである。	当該基準の遵守が適切に履行されなかった場合には、罰則が適用できることになっています。	1
第2の3の(4)の	努めるという表現をより適切なものにすべきである	ご指摘を踏まえ修文することとします。	2
第2の3の(4)の	ワクチン接種の証明書の発行や、接種情報の顧客への提供を規定すべきである。	ご指摘の点については、第2の3の(1)の 、(3)の 等に規定されています。	2
第2の3の(4)の	「必要に応じて獣医師による治療を受けさせること」を遵守しなかった場合には、罰則を受けるようにすべきである。	当該基準の遵守が適切に履行されなかった場合には、罰則が適用できることになっています。	2
第2の3の(4)の	ワクチン接種が適切な獣医師によって行われることを義務付けるべきである。	ご指摘の点については、獣医師以外の者によって行われる場合もあることから、必ずしも義務付ける必要はないと考えています。	4
第2の3の(4)の	「必要に応じて」を削除すべきである。	ご指摘の点については、必ずしもワクチンを接種しなくても良い場合もあると考えています。	4
第2の3の(4)の	「必要に応じて」を削除すべきである。	ご指摘の点については、必ずしも獣医師でなくても治療できる場合もあると考えています。	4

第2の3の(4)の	速やかにを直ちにに修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定の中に含まれているものであると考えています。	2
第2の3の(4)の	発生した場合の迅速な駆除等を強調すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方を必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の3の(5)の	「幼齢」「高齢」の内容を具体的に記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、その考え方を必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	11
第2の3の(5)の	母体の健康を損なうおそれのある動物等についても繁殖の用に供しないこととすべきである。	ご指摘を踏まえ、「等」を追加修正します。ご指摘の趣旨については、当該基準の施行通達等において、その考え方を必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(5)の	「繁殖に適さない動物については、命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって、生存の機会を与える努力をすること」を追加すべきである。	ご指摘の点については、既に第2の3の(9)の に盛り込まれていると考えています。また、盛り込まれていることが分かるように、当該基準の施行通達等において、できる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(5)の	野生動物についても母体の健康確保等に対する配慮を規定すべきである。	ご指摘の点については、既に第2の3の(5)の に規定されていると考えています。	1
第2の3の(5)の	繁殖の回数(上限)を、具体的に定めるべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、当該基準の施行通達等において、適切な繁殖の回数の考え方をできる限り明確にしていくこととします。	35
第2の3の(5)の	繁殖は、購入依頼があってからのみ行うこととすべきである。	動物の健康及び安全等を確保するためには、必ずしもご指摘のような制限を行わなくても良いと考えています。	1
第2の3の(5)の	母体に対する過度な負担の内容を具体的に記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(5)の	在庫が生じないように配慮する規定を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定において既に盛り込まれていると考えています。	2
第2の3の(5)の	具体的な数値基準等を明示すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	4
第2の3の(5)の	必要に応じての内容を具体的に例示すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	6
第2の3の(5)の	記録保管の年数を15年間又は20年間等と長くすべきである。	5年間で十分であると考えています。	8
第2の3の(5)	第三者の監督義務を課すべきである。	必要に応じて、関係行政機関による指導等がなされることから、第三者の監督義務を課す必要はないと考えています。	2
第2の3の(5)	近親交配の規制をすべきである。	ご指摘の点については、当該基準の に既に盛り込まれていると考えています。このことについては、施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	7
第2の3の(5)	遺伝性疾患の有無の検査、遺伝性疾患のない動物に限った販売等を義務付けるべきである。	遺伝性疾患の発症の有無についての診断は、技術的に確立しているものではないことから、義務付けは困難であると考えています。	2
第2の3の(5)	繁殖をリタイアした動物の取扱いについても規定すべきである。	ご指摘の点については、第2の3の(9)の 等に既に盛り込まれていると考えています。	1
第2の3の(6)の	航空輸送中についても、動物の状態の常時監視を義務付けるべきである。	義務付けは困難であると考えています。	1
第2の3の(6)の	例示をもっと増やすべきである	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り補完していくこととします。	4
第2の3の(6)の	獣医師の診断によることを義務付けるべきである	必ずしも獣医師の指導の下で行うように制限することを義務付ける必要はないと考えています。	2
第2の3の(6)の	特別な事情による場合をより限定的にすべきである	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	4
第2の3の(6)の 及び	遵守主体を定めるべきである。	本基準の全てについていえることですが、遵守主体は動物取扱業者になります。その遵守状況等については、関係行政機関により調査・指導等が行われることになります。	2

第2の3の(6)の	例示をもっと増やすべきである	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り補完していくこととします。	4
第2の3の(6)の	獣医師の診断によることを義務付けるべきである	必ずしも獣医師の指導の下で行うように制限することを義務付ける必要はないと考えています。	3
第2の3の(6)の	特別な事情による場合をより限定的にすべきである	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	5
第2の3の(6)の	ただし書きを削除すべきである。	感染症の予防等当該措置を行わないケースも考えられることから、削除する必要はないと考えています。	3
第2の3の(6)の	輸送前、輸送中の給餌給水を行うことについて記載すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	5
第2の3の(6)の	ただし書きを削除すべきである。	治療等のために、絶食等を行わなければならないこともあると考えています。	4
第2の3の(6)の	例示をもっと増やすべきである	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてできる限り補完していくこととします。	4
第2の3の(6)の	獣医師の診断によることを義務付けるべきである	必ずしも獣医師の指導の下で行うように制限することを義務付ける必要はないと考えています。	3
第2の3の(6)の	特別な事情による場合をより限定的にすべきである	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	5
第2の3の(6)の	「必要に応じて」を削除すべきである。	動物の健康及び安全を確保するうえで、必ずしも休息等を必要としない動物やケースもあることから、「必要に応じて」は削除する必要はないと考えています。	6
第2の3の(6)の	輸送時間、安全な輸送経路の選択、休息の与え方等をきめ細かく規定すべきである。	動物の健康及び安全を確保するうえで、必ずしも休息等を必要としない動物やケースもあることから、ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	11
第2の3の(6)の	爬虫類については適用除外すべきである	動物の健康及び安全等を図るうえで、爬虫類を除外する必要性はないと考えています。	3
第2の3の(6)の	命あるものであることを関係者に知らしめ、安全かつ死に至らしめないように輸送すること、を規定すべきである。	ご指摘の点については、当該基準(6)に盛り込まれていると考えています。	2
第2の3の(7)の	飼育の簡便性をうたう誤った表現、珍奇さを煽る表現の禁止を明記すべきである。	ご指摘の趣旨については、原案の第2の3の(7)の に盛り込まれていると考えています。	1
第2の3の(7)の	不妊去勢手術の必要性についても広告を義務付けるべきである。また、販売は、不妊去勢を行ったからにすべきである。	ご指摘の点については、動物の健康及び安全等の確保に資することではありますが、必ずしも義務付ける必要はないと考えています。また、不妊去勢の意義や必要性等については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」等に盛り込む等により、その推進を必要に応じて図っているところです。	2
第2の3の(7)の	飼主の義務と責任を明記させるべきである。	飼主の義務と責任の修得等は、まずは、飼主本人によって行われることが基本であると考えています。なお、基本的な事項については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」等に盛り込む等により、その周知を図っているところです。	2
第2の3の(7)ほか	有効な電話番号を明記させるべきである。	登録業者であることが明確になるようにするために設けられた規定であることから、電話番号の記載の必要はないと考えています。	2
第2の3の(7)の	「格安」といった表現を規制すべきである。	価格の表示については、動物の健康及び安全等の確保を目的として定められる本基準の対象外の事項であると考えています。	1
第2の3の(8)の	動物取扱責任者が研修してきた内容を修得することを追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、第2の3の(8)の に盛り込まれていると考えています。	2
第2の3の(8)の	措置を体制の整備等と修文すべきである	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。	4
第2の3の(9)の	小鳥や小動物については、仕入れ数だけの記載とすべきである。	小鳥や小動物についても、その愛護と管理を推進する必要があることから、記載事項について省略をする必要はないと考えています。なお、その様式等はできるだけ簡素なものとし、負担が少なくなるように配慮する予定です。	2

第2の3の(9)の	閲覧について義務付けるべきである。	記録保管の台帳について、一般の人に対する閲覧を義務付ける必要性はないと考えています。なお、関係行政機関の担当者等は、閲覧等することができることとなっています。	2
第2の3の(9)の	記録保管の年数を15年間又は20年間等と長くすべきである。	5年間で十分であると考えています。	11
第2の3の(9)の、	いかなる場合にあっても生存の機会を与え、殺処分を禁止するようにすべきである。	動物愛護管理法においては、動物を殺処分することを禁止しているものではないと考えています。	6
第2の3の(9)の、	業の廃止等により飼養不可能となった動物の受け入れ先を明示すべきである。	受け入れ先については、ケースバイケースで検討されるべきものであると考えています。	4
第2の3の(9)の、	必ず動物に苦痛を与えないようにすることを義務付けるべきである。	動物愛護管理法においては、できる限り苦痛を軽減することが規定されています。	4
第2の3の(9)の	殺処分しなければならぬ場合にあってはを削除し、麻酔剤の投与等苦痛のない方法によることを追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該規定に盛り込まれていると考えています。	4
第2の3の(9)の	殺処分しなければならぬ動物については、都道府県等に引取りを求める旨を規定すべきである。	動物取扱業者の責任によって適切に措置されることが基本であると考えています。	2
第2の3の(9)の	生存の機会を与える努力や愛玩動物が人間に依拠していること等についての表現を詳細に記述すべきである。	ご指摘の点については、すでに当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	3
第2の3の(9)の	殺処分は獣医師の指導の下で、できる限り苦痛を与えない方法によって行われるようにすべきである。また、届出等を義務付けるべきである。	ご指摘の趣旨については、第2の3の(9)の に盛り込まれていると考えています。なお、必ずしも獣医師の指導の下で行うように制限することや届出を義務付ける必要はないと考えています。	9
第2の3の(9)の	苦痛には恐怖やストレスも含むものであることを明示すべきである。	ご指摘の趣旨については、既に一定程度盛り込まれているものと考えています。	7
第2の3の(9)の	当該規定を、販売等において生じた余剰動物についても適用すべきである。	ご指摘の点については、すでに当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3の(9)の	「獣医療機関の証明があり」を追加するとともに、「違反が確認された場合には、獣医療機関にあっては、最寄りの行政機関に報告を行うこと」についても追加すべきである。	「疾病の回復の見込みがないこと」については、獣医療機関でなくても判断できる場合があることから、獣医療機関の証明等を義務付ける必要はないと考えています。	2
第2の3の(9)の	獣医師による安楽死を義務付けるべきである。	必ずしも獣医師の指導の下で行うように制限する必要はないと考えています。	5
第2の3の(9)の	「やむを得ず」を削除すべきである。	命あるものである動物の殺処分は限定的に行われるべきであるとする文意を明確にする観点から、削除する必要はないと考えています。	4
第2の3の(9)の	「努める」を「図る」等と修文すべきである。	ご指摘を踏まえ、修文することとします。	2
第2の3の(9)の	第三者の監督義務を課すべきである。	必要に応じて、関係行政機関による指導等がなされることから、第三者の監督義務を課する必要はないと考えています。	2
第2の3の(9)の	違反が確認された場合の環境省に対する通報義務等を課すべきである。	関係法令の違反や是正指導等は、それぞれの担当行政機関において適切に行われるものであることから、環境省に対する通報を義務付ける必要はないと考えています。	6
第2の3の(9)の	「聴取するよう努め」を「聴取し」とすべきである。	ご指摘を踏まえ、「聴取し」と修文することとします。	1
第2の3の(9)	ペットショップ等で罹患した病気の治療費については、販売業者が負担する旨の規定を設けるべきである。	治療費の負担の仕方については、動物の健康及び安全等の確保を目的として定められる本基準の対象外の事項であると考えています。	1
第2の3	飼養施設の床は、保管される動物にとって歩行しやすく足を傷つけないものに限ることとすべきである。	ご指摘の趣旨については、原案の第2の1の(8)等に盛り込まれていると考えています。	2
第2の2	獣医師による診断を義務付けるべきである。	動物の健康及び安全の確保等を図るうえで、必ずしもご指摘の事項を義務付ける必要はないと考えています。	4
第2の3	販売に当たっては、獣医師の健康診断書の添付を義務付けるべきである。	獣医師によっても健康（遺伝性疾患に罹患していないことを含む）であることを証明することは技術的に困難であると考えています。	3

第2の3	断耳、断尾等を制限すべきである。	その適否や程度等については多様な意見等があることから、今後の検討課題とさせていただきます。	2
------	------------------	---	---

第3 標識の掲示

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第3	事業所において顧客と接する職員のすべてに、その氏名、動物取扱責任者等を記した名札の装着を義務付けるべきである。	事業所における標識の掲示、動物取扱責任者の設置が義務付けられていることから、ご指摘の名札の装着まで義務付ける必要はないと考えています。	89
第3	標識は全国共通のものにすべきである。	記載事項については、全国共通のものとして義務付けることにしています。なお、様式については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	2
第3	電話番号の記載を義務付けるべきである。	登録業者であることが明確になるようにするために設けられた規定であることから、電話番号の記載の必要はないと考えています。	2
第3	特定動物を飼養している場合は、その旨の表示を義務付けるべきである。	ご指摘については、特定動物の規制基準により、必要に応じて対処することが義務付けられる仕組みになっています。	1
第3	資格を有していない職員に対して、名札の掲示等を義務付けるべきである。	標識の掲示は、登録を受けた動物取扱業者であることが顧客等に対して分かるようにする趣旨で設けられた規定であることから、ご指摘の事項を義務付ける必要はないと考えています。	2
第3の(2)	インターネット販売等の場合は、電子画面中に標識を明示することを義務付けるべきである。	広告に当たって記載すべき事項については、第2の3の(7)の規定されています。	1

第4-1 動物取扱責任者の選任

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第4-1の(2)の	職業の自由に反しかねない過剰な規制なので、削除すべきである。	満たさなければならない「いずれかの要件」の一つであり、過剰な規制ではないと考えています。	2
第4-1の(2)の	実働時間の少ないパート勤務について、正社員と同じ経年日数として換算すべきではない。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、できる限り明確にしていくこととします。	2
第4-1の(2)の	実務経験は、「本登録基準をおおむね満たす施設で、研修期間を除くこと」を条件として追加すべきである。	本基準については遵守が義務付けられているものであることから、「当該業に係る動物取扱業」は、基準を満たしていることになると考えています。	4
第4の1	実務経験は、公認の施設・団体によるものに限定すべきである。	実務経験を積んだ施設については、特に限定する必要はないと考えています。	3

第4-2 動物取扱責任者研修

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第4-2	動物取扱責任者の選任後3ヶ月以内に研修を受けさせることを義務付けるべきである。	行政指導等の窓口担当者を明確にする観点から動物取扱責任者制度が創設された趣旨にかんがみ、原案どおり、1年に1回以上の研修の受講を義務付けることで十分であると考えています。	2
第4-2	研修は、1年に1回以上ではなく、2回以上とするべきである。	同上	3
第4-2	試験を実施して資格制とすべきである。	行政指導等の窓口担当者を明確にする観点から動物取扱責任者制度が創設された趣旨にかんがみ、資格制とすべき仕組みではないと考えています。	2
第4-2	研修を受けなかった場合は、次の研修を受けるまで責任者になることができないことを追加すべきである。	研修の受講は義務付けられており、違反に対しては罰則等も適用できる仕組みになっています。	2

その他の意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	ボランティアによる業者の査察措置を追加すべきである。	動物取扱業者に対する指導や調査等は、関係自治体の職員によって行われることになっています。	2
	移動展示販売等を届出制とすべきである。	そのほとんどが既に動物取扱業の登録規制の対象になっています。	11
	動物の購入者の登録制度を設けるべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	2
	動物の仕入れ先は、登録を受けた動物取扱業者に限定すべきである。	動物の健康及び安全を図るうえで、必ずしも限定を義務付ける必要はないと考えています。	2
	繁殖業者（ブリーダー）は、登録制とすべきである。	既に動物取扱業の登録規制の対象になっています。	3
	ペットブタについて、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準を適用することを規定すべきである。	既に適用の対象動物になっています。	1

	基準を遵守しないときの罰則を規定すべきである。	動物愛護管理法において、罰則が規定されています。	2
	基準の遵守指導に従わない業者については、取扱責任者の資格の剥奪、業の停止措置等を課すべきである。	改正動物愛護管理法においては、業の停止や取消し措置等を講じることができるようになっています。	4
	罰金の引き上げを図るべきである	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	2
	監査機関の設置を行うべきである。	必要に応じて、関係行政機関による指導等がなされることから、監査機関の設置の必要はないと考えています。	2
	野生動物の販売を禁止すべきである。	動物の健康及び安全等を確保する観点から、必ずしも野生動物の販売を禁止する必要性はないと考えています。	2
	業の定義を明確にすべきである	ご指摘の点については、改正動物愛護管理法の施行通達等において、できる限り明確にしていくこととします。	3
	動物取扱業者に対する指導や研修を徹底すべきである。	ご指摘の点については、必要に応じてできる限り対応していくこととします。	2
	インターネット等による動物の販売を禁止すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	2
	個人取引を含めて、インターネット等による動物の販売を制限すべきである。	動物取扱業に該当する行為であれば、個人であるか法人であるかを問わず、動物取扱業規制の対象となります。	131
	小規模（通年販売でない、店舗を持たない等）な販売については、規制の対象外とすべきである	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	2
	無償で販売する行為についても、必要に応じて規制の対象になるようにすべきである。	無償で（金銭の直接的な授受を伴わずに）販売する場合であっても、動物取扱業の規制対象になりうることもあると考えています。	2
	インターネットオークションの場を提供しているプロバイダや輸送業者等を規制対象とすべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	2
	一般的な感想等で具体的な意見の記載なし		3
	参考事項に対する意見		2